

## ◎ 実 施 計 画

### 1. 食品衛生指導員活動の推進

食品衛生指導員の活動は、公益法人としての社会的使命を遂行する当協会の中核であるので、その活動の消長は直ちに協会活動の成否を左右するものである。このため、会員との触れ合いを出発点とする巡回指導を指導員活動の原点に据えることが必要である。よって、指導員活動の中心を巡回指導として次の諸事業を推進する。

#### (1) 巡回指導事業

##### ① 定期巡回指導

毎月 20 日の「食品衛生の日」に各支部において定める指導目標により定期巡回指導を行い、各営業施設の食品衛生責任者に指導、援助を行うとともに協力して自主管理体制の確立を推進する。

##### ② 食品衛生指導員活動特別補助金事業（日食協）の一斉巡回指導（年 2 回実施） （日食協が指定する重点目標）

#### ◇HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の定着と振り返り

（巡回指導の基本方針）

◇巡回指導は笑顔と挨拶から—大きな声で—

「最初の出会い、緊張はお互いさま、笑顔とこんにちはの挨拶から」

◇少しの改善がお店や事業の発展に

「指導の目線は、現場にある少しの改善から始めよう」

◇衛生的な手洗いの徹底

「食品衛生の基本は手洗いから始まり、手洗いに終わる」

◇巡回指導は模範となる身支度で

「巡回指導時は、服装等身支度を整え、模範となるよう心掛けよう」

県委託事業の巡回指導と併せて、営業者の衛生水準の向上並びに自主管理の推進を図る。

##### ③ ノロウイルス食中毒予防強化期間事業の推進

##### ④ HACCP による衛生管理の普及啓発事業の推進

##### ⑤ 食の安心・安全五つ星事業の推進

##### ⑥ 営業施設の衛生指導（県委託事業）

徳島県の監視指導計画に基づき、食中毒等の事故発生リスクの比較的低い施設に対する衛生指導を食品衛生推進員と食品衛生指導員の制度上の整合性を図りながら実施し自主管理体制の確立を図る。（県委託事業）

##### ⑦ HACCP アドバイザーによる施設巡回により「HACCP を取り入れた衛生管理」の運用状況の確認を行い、必要に応じて助言を行う。

## (2) 食品衛生指導員の研修事業

協会活動の中核は、食品衛生指導員の活動であるので、その資質の向上を図ることは極めて重要である。このため、次の研修事業を実施し、資質並びに指導力の向上を図る。

- ① 指導員研修会           \* 県本部研修会   5月  
                                  \* 支部研修会     7月

- ② 食品衛生指導員養成講習会  
    養成計画に基づき実施   9月

- ③ 指導員だよりの発行  
    食品衛生指導員に必要な情報を伝達するために令和5年2月に発行

## (3) 手洗いマイスター認定講習会の開催

食品衛生指導員の中から、地域の手洗い指導の中核として活動できる手洗いマイスターを養成する認定講習会を開催する。

- \* 認定講習会   10月

認定講習会修了者には、「手洗いマイスター認定証」及び「バッジ」が日本食品衛生協会から交付される。

## 2. 食品衛生責任者等講習会の推進（県委託事業）

食品の安全性の確保は、営業者の社会的責任の自覚とその責任を遂行しようとする意識の高揚が重要である。その実践活動は、各営業施設の食品衛生責任者の双肩にかかっており、自主的に食品の安全性を確保しようとする姿勢こそが時代の要請であるので、その中心となる食品衛生責任者の研修を強化して自主管理体制の確立を推進する。

### (1) 食品衛生責任者養成講習会

（責任者養成講習会カリキュラム……講習時間6時間）

- ①食品衛生学・・・135分
- ②食品衛生法・・・180分
- ③公衆衛生学・・・30分
- ④テスト       ・・・15分

各協会開催回数

協会名	徳島	鳴門	小松島	阿南	海部郡	鴨島	穴吹	池田	計
開催回数	4	1	1	1	1	2	1	1	12

(2) 食品衛生責任者等の実務講習会

(実務講習会カリキュラム……講習時間 2 時間)

- ① 食中毒の予防策について
  - ② 食品等事業者の自主管理の取組  
(HACCP に沿った衛生管理を含む)
  - ③ 最近の食品衛生について
  - ④ その他
- } 120 分

各協会開催回数

協会名	徳島	鳴門	小松島	阿南	海部郡	鴨島	穴吹	池田	計
開催回数	8	4	4	4	4	4	4	4	36

(3) 衛生教育用器材及び資材

- ① 各協会においてビデオ及びDVDを保管（ビデオ及びDVDは県が購入）
- ② 講習会用テキスト
  - ◇養成講習会用テキスト……日本食品衛生協会が発刊しているテキスト  
「新訂食品衛生責任者ハンドブック」を使用  
細菌性食中毒早見表……県が購入配布
  - ◇実務講習会テキスト…「食品衛生のしおり」を使用。（2023 年度用）  
食中毒予防に関するポスター……協会が購入配布

3. 広報活動の推進による食品衛生思想普及事業

(1) 消費者との対話を中心とした普及活動事業

- ① 消費者懇談会・手洗い教室の開催
- ② 一日食品衛生相談窓口の開催

(2) 各種広報媒体による広報活動の推進

- ① 広報車による食中毒予防広報
- ② 各支部会員による街頭での食中毒予防活動
- ③ 食協だよりを発行し会員に対し必要な情報を提供する（7 月発行）

4. 食中毒予防運動の実施

(1) 「食品衛生月間」の実施（8 月の 1 ヶ月間）

各種広報媒体による広報活動の推進により食中毒予防の普及に努める。

(2) 「ノロウイルス食中毒予防強化期間」の実施（11 月から 1 月までの 3 ヶ月間）

消費者・事業者のための講習会等を実施し、ノロウイルス食中毒予防啓発に努

める。

(3) 「食の安心・安全五つ星事業」の推進に努める。

(4) 「食品営業関係者の検便」

関係者に対して健康保菌者の早期発見のための保菌者検索を実施する。

## 5. 共済等事業の推進

万一の事故発生に備え、消費者保護と会員の福利厚生を図るため、この制度の重要性を徹底させることにより加入促進を図る。

次の諸事業の積極的推進を図る。

(1) 食品営業賠償共済（あんしんフード君）事業

(2) 火災共済事業

(3) 生命共済事業

(4) 優良物資及び資材の紹介斡旋事業

(5) 収入証紙売捌事業

## 6. 表彰事業の実施

食品衛生の向上に功績のあった者及び他の模範となる優良施設並びにグループを顕彰する。

(1) 公益社団法人日本食品衛生協会会長表彰候補者の推薦

(2) 公益社団法人日本食品衛生協会理事長表彰候補者の推薦

(3) 一般社団法人徳島県食品衛生協会会長表彰の実施